

検査時提出書類一覧表 II (木造住宅等の建築物)

(大連協統一基準による)

			混構造			木 造				備 考		
			W+RC又はS			2号又は1号		4号				
			中間		完了	中間		完了	中間		完了	
			1	2		1	2					
A	1	工事監理報告書	標準様式・表紙	○	○	○	○	○	○	○	○	基礎検査無い場合は建方検査時に提出  該当する構造のものを提出  令112条、114条区画がある場合 福まち条例適用される場合 必要に応じて提出
			様式1.(共通)	○	○	○	○	○	○	○	○	
			様式2.(基礎配筋)	○			○			○		
			様式3.(木造・軸組工法)		○			○			○	
			様式4.(木造・枠組工法)		○			○			○	
			様式5.(鉄筋コンクリート造)		○							
			様式6.(鉄骨造)		○							
			様式7.(シックハウス内装関係)			○			○		○	
			様式8.(防火区画等)			○			○			
			様式9.(バリアフリー関係)			○			○		○	
			様式10.(詳細報告)	○	○	○	○	○	○			
様式11.(各種資料チェックリスト)	○	○	○	○	○	○	○	○				
A	2	建築設備工事監理報告書	様式1.(表紙)			○			○			一戸建ての住宅を除く、階数3以上又は延床面積500㎡超の場合 (該当するものを提出)  上記以外の建築物(特殊建築物を除く)
			様式2,3(機械換気設備)			○			○			
			様式4.(感知器と連動して閉鎖する防火設備)			○			○			
			様式5-1,2,6.(排煙設備)			○			○			
			様式7.(非常用照明装置)			○			○			
			様式8.(給水、排水その他の配管設備)			○			○			
			様式9.(避雷設備)			○			○			
			様式10.(ガス設備)			○			○			
			様式11.(シックハウス対策用換気設備)			○			○			
			簡易版			○			○		○	
			3	浄化槽報告書	合併処理浄化槽の施工状況報告書			○			○	

			混構造			木 造				備 考	
			W+RC又はS			2号又は1号		4号			
			中間		完了	中間		完了	中間		完了
			1	2		1	2				
B	1	地盤調査報告書	△			△			△		地盤調査ある場合
	2	地盤改良施工報告書及び地盤改良品質結果報告書	△			△			△		地盤改良ある場合
	3	杭耐力試験報告書及び杭施工報告書	△			△			△		杭基礎の場合
	4	骨材試験報告書(絶乾密度、吸水率、粒度試験)	△								
	5	コンクリート工事施工計画報告書	△RC	△RC							当該工事で手前に提出 階数3以上又は延面積500㎡超の場合
	6	コンクリート配合報告書	△	△	△						
	7	フレッシュコンクリートのスランプ・空気量・単位容積質量・温度・塩化物量試験報告書	△	△	△	△	△				
	8	コンクリート圧縮強度試験報告書(基礎及び各階の1週及び4週の圧縮強度試験成績書)	△	△		▲	▲				▲大阪市は4週のみ
	9	コンクリート工事施工結果報告書	●RC	○RC							階数3以上又は延面積500㎡超の場合 ●場所打杭の場合
	10	コンクリート打込結果表	●RC	○RC							
	11	鉄筋強度試験報告書	△	△	△	△	△	△			
	12	PC鋼棒・PC鋼線及びPC鋼より線強度試験報告書	△RC	△RC							ミルシートがあれば省略可
	13	鋼材強度試験報告書	△S	△S							
	14	ボルト類強度試験報告書	△S	△S							
	15	高力ボルト締付け試験報告書	△S	△S							
	16	溶接部非破壊試験報告書	△S	△S							
	17	溶接部強度試験報告書	△S	△S							
	18	圧接部強度試験報告書	△RC	△RC	△						
	19	鉄骨工事施工状況報告書	○S	○S							
	20	使用金物一覧表	△		△						特殊な金物を使用の場合
	21	鋼材の品質証明書の写し	△	△							
	22	鋼材の流通経路を示す書類	△RC	△RC							RC造は鋼管杭の場合
	23	シック対策の内装・下地等を示す書類		△			△			△	
C	1	工事写真(見え隠れ部分、鉄骨工事の場合は開先等鉄骨加工工場での工程含む)	△	△	△	△	△	△	△	△	
	2	法7条の5の検査特例物件は、基礎の配筋写真(混構造は屋根の小屋根、軸組、耐力壁含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	

・○、●印のものは提出です。 △、▲印のものは提示に代えることができます。混構造の中間検査1回目、2回目の提出書類の区分けは表Iを参照ください。  
 ・Bの7及び8は、コンクリート打設毎かつ打設量150㎡毎に必要です。Bの5、8、9、10及び20の報告書に関する試験は、大阪府内建築行政連絡協議会が定める試験機関で行ってください。

・基礎検査が無い建物については、建方検査時に基礎検査時必要書類もあわせて提出してください。  
 ・中間検査が無い建物については、完了検査時に中間検査時必要書類もあわせて提出してください。

・S造又はRC造の4号は木造4号に準じます。